

当院施設基準

○ 医療情報取得加算

当院は、マイナ保険証の利用や問診票等を通じて患者様の診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関（医療情報取得加算の算定医療機関）です。

国が定めた診療報酬算定要件に従い、診療報酬点数を算定します。

正確な情報を取得点活用するため、マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご理解とご協力をお願いします。

○ 医療DX推進体制整備加算

当院はオンライン資格確認により取得した診療情報を診察室で閲覧・活用できる体制を整えており、質の高い診療を実施するための十分な情報を取得・活用して診療を行っています。

○ 明細書発行体制等加算

当院は療担規則に則り明細書を無償で交付しています。

また、自己負担のある患者様には診療報酬明細書、領収書を交付しています。

明細書の発行を希望しない患者様は、会計の際にお申し出ください。

○ 一般名処方加算

後発医薬品があるお薬については、商品名ではなく一般名処方（有効成分の名称で処方すること）を行う場合があります。

これにより、特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

○ 外来感染対策向上加算

当院は、院内感染防止対策として、必要に応じて下記のような取り組みを行っています。

このような取り組みから月に1回「外来感染対策向上加算」を算定させていただきます。ご理解のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

- ・ 院長および感染管理者が中心となり、従業員全体で院内感染対策を推進します
- ・ 院内感染対策の基本的考え方や関連知識の習得を目的に、研修会を年2回以上実施します
- ・ 患者様の受診歴の有無にかかわらず、発熱その他感染症を疑わせる疾患(インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症など)の場合は、一般診療の方と動線を分けた診療スペースを確保して対応します
- ・ 標準的感染予防策を踏まえた院内感染マニュアルを作成し、従業員全体がそれに沿って院内感染対策を推進していきます
- ・ 感染対策に関して仙台市医師会と連携体制を構築し、定期的に必要な情報提供やアドバイスを受け院内感染対策の向上に努めます

○ 院内トリアージ実施料

院内トリアージを実施するに当たり、当院では以下のような実施基準を定めております。

- ・ 初診の患者さん・風邪症状のある患者さんは、まず院外での問診票記入をお願いしています
- ・ 問診票により新型コロナウイルス感染症の可能性の有無を確認します
- ・ 新型コロナウイルスの可能性が高いと判断された場合、渡航者・接触者外来への受診調整を行います
- ・ 診察時には感染予防策として、サージカルマスク・ゴーグルを装着して診察を行います
- ・ 新型コロナウイルス感染症の可能性が低く、点滴などの処置が必要な場合、できるだけ一般患者さんとの動線が重ならないように注意して処置を行います
- ・ 診察後は、診察室の換気と消毒を行います

○ ベースアップ評価料

企業全体で賃上げが進む中、医療現場で働く職員の賃上げを行い人材確保に努め、

医療の質を向上させるための取り組みの一貫として国が導入したものとなっております。

令和7年4月以降、患者の皆様方の診療費のご負担が上がる場合がありますがご理解下さいますよう宜しくお願い致します。